

複合構造委員会委員長候補者選考細則

平成18年1月26日 制定

第1条 委員長候補者推薦の届出

- (1) 複合構造委員会構成員は、委員長候補者を委員会構成員のなかから推薦することができる。
- (2) 委員長候補者推薦の届出は、所定の様式の推薦書を所定の期日までに複合構造委員会事務局へ届け出ることにより行うものとする。推薦者が候補者被推薦人となることを認める。
- (3) 委員会構成員は複数の委員長候補者を推薦することはできない。

第2条 委員長候補者の選出

- (1) 委員長候補者に推薦されたものが3名以上のとき
 - (a) 委員会構成員は、これらの者を被選挙人として単記無記名で投票を行う。有効投票数の過半数の票を得た者を委員長候補者として選出する。
 - (b) 過半数の票を得た者がいないときは、得票数上位2名の者を被選挙人として、再度委員会構成員による投票を単記無記名で行う。上位得票者を委員長候補者として選出する。得票数が同じ場合には、年長者を委員長候補者として選出する。
- (2) 委員長候補者に推薦されたものが2名のときは、前項(b)を適用し、委員長候補者を選出する。
- (3) 委員長候補者に推薦されたものが1名のときは、その者を被選挙人として、信任・不信任の投票を無記名で行う。有効投票数の半数以上の信任票を得た場合に、その者を委員長候補者として選出する。
- (4) 選挙は委員会構成員の過半数の投票数をもって成立するものとする。

第3条 選挙管理小委員会の設置

複合構造委員会幹事長は、委員長候補者選挙管理小委員会を設置する。この小委員会は、複合構造委員会の幹事長および幹事2名、計3名で構成する。選挙管理小委員会委員は投票権を有する。ただし、委員長候補推薦人および被推薦人となることはできない。幹事長が非推薦候補の場合は、複合構造委員会委員長が幹事会の中から選挙管理小委員会委員長を指名する。

付則

委員長候補者に推薦された者は、重大な理由がない限り、推薦を断ることはできない。推薦を辞退する場合には、速やかに選挙管理小委員会に申し出なければならない。

委員長候補者に選出された者は、重大な理由がない限り、就任を断ることはできない。候補者辞退の申し出があった場合には、委員長が次期委員長候補者を推薦し、最終委員会に諮る。

委員長候補者の推薦が得られなかった場合、第2条(3)において委員長候補者の信任が得られなかった場合、あるいは第2条(4)の選挙成立条件が満たされなかった場合など、選挙によって委員長候補者を決定できなかった場合には、委員長が次期委員長候補者を推薦し、最終委員会に諮る。